

安全報告書

平成24年度



沖縄都市モノレール株式会社



1. 利用者の皆さまへ

平素よりゆいレールをご利用いただき誠にありがとうございます。

弊社は、開業して10年目の会社ではありますが、皆さまのおかげで平成24年10月に1日最高乗客数74,423人、平成25年1月に開業以来のご利用者数が1億2千3百万人を突破いたしました。

また、平成24年度につきましては、開業以来の運転無事故が評価され10月に「鉄道及び軌道の運転無事故沖縄総合事務局長表彰」を授与されました。今後も運転無事故の継続及び県民の足そして観光客の足となるべく邁進いたします。また、行動指針の第一に「安全で快適なモノレールであるために行動します」を掲げ、「安全・安心・快適・定時」の運行を目指しております。

この報告書は、軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4および弊社の安全管理規程第2条第3項の規程に基づき、弊社の安全に関する基本的な考え、安全確保のために実施している取り組み、安全の実態などについて平成24年度安全報告書としてまとめました。

今後も皆さまが安心してご利用することができるよう努力してまいります。

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 仲吉 良次



2. 安全に関する方針

弊社では『安全』をすべての基本とする企業風土を構築するため、行動規範として次のような安全方針を制定し、社長以下全従業員に周知を図っており、全従業員一丸となって輸送の安全確保に努めてまいります。

安全方針

私達は、お客さまの安全・安心を何より大切にし、災害に強く事故のない「ゆいレール」を目指します

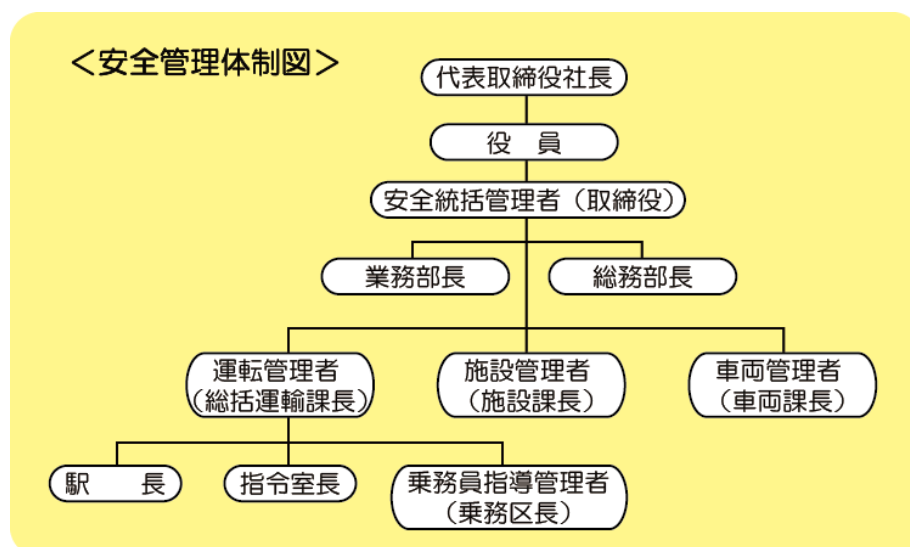
そのため

- 1、私たちは、安全確保を最優先に行動します
- 2、私たちは、法令・規則を遵守します
- 3、私たちは、常に問題意識を共有し改善に努めます

3. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

弊社では平成18年10月に「安全管理規程」を制定し、代表取締役社長を最高責任者とする安全管理体制を構築しました。各管理者がその責務を明確化し、安全確保の取り組みを進めております。



＜各管理者の役割＞

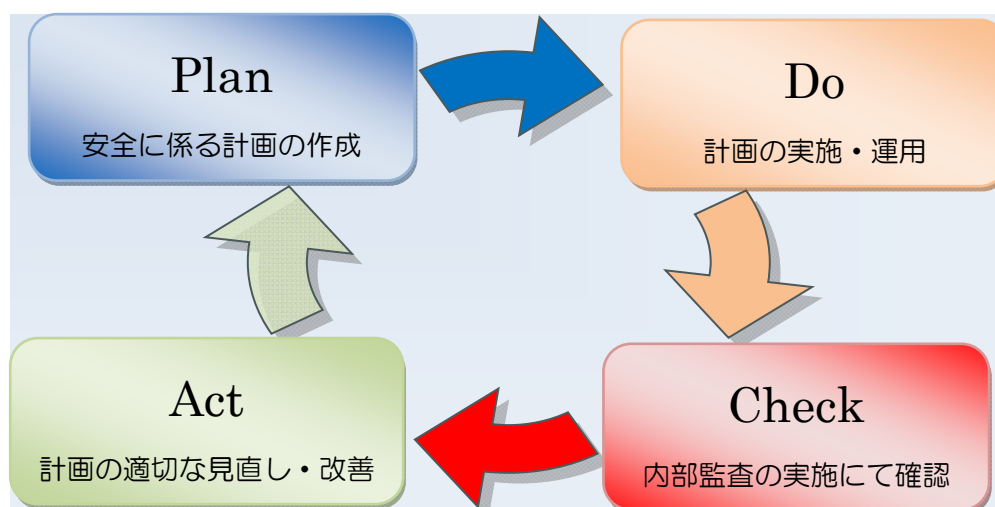
管理者	役割
代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (取締役)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務、運転従事者の資質管理に関する事項を統括する。
業務部長	安全統括管理者の指揮の下、業務部に関する事項（列車の運行計画、軌道施設及び車両の維持管理）を統括する。
運転管理者 (総括運輸課長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行計画等に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (乗務区長)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
施設管理者 (施設課長)	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設に関する事項を統括する。
車両管理者 (車両課長)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。

(2) 安全管理の方法

① 安全対策委員会の実施

2ヶ月に1回、社長、安全統括管理者以下、関係者が集まり、前月までに発生した事故・インシデント等について再発防止のための検討および事故情報の収集等を行っています。

また、輸送の安全確保に関する施策や事故対策の計画を策定し、これを着実に実行し、進捗状況を管理して、その結果を検証して必要な改善を行うことが大切なためP DCA（Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを確実に実行して、継続的見直しを行い安全管理体制の確立に努めています。



② 内部監査の実施

安全管理体制の適合性と有効性を検証するために、平成25年2月に内部監査を実施しました。なお、監査による要改善事項については、関係各部署において適切に改善措置を講じています。

③ 経営トップによる職場巡視の実施

(ア) 年末年始輸送安全総点検中の職場巡視

平成24年12月の年末年始輸送安全総点検中に社長、安全統括管理者以下、役員が各職場を巡視し安全点検を実施しました。



県庁前駅巡視



車両課巡視



列車添乗



乗務区巡視

(イ) 安全点検の実施

安全管理体制を確立するために定期的な安全点検を行っています。毎月第1水曜日に安全統括管理者、業務部長、運転管理者の3者が営業列車への添乗、各部署作業への巡視等を行っています。

4. 安全の実態

(1) 運転事故

弊社は平成15年8月10日の開業以来、運転無事故を継続しており、平成24年度においても死傷事故等に関わる重大事故が発生していません。

また、平成21年10月1日から平成24年9月30日間の業績を評価され、内閣府沖縄総合事務局より平成24年10月17日に「鉄道及び軌道の運転無事故沖縄総合事務局長表彰」を授与されました。



(2) 輸送障害等

平成 24 年度の輸送障害は6件（内 4 件は、台風接近による運休）です。
過去の輸送障害件数は下表のとおりです。

種別	説明	22 年度	23 年度	24 年度
災害	地震、暴風雨などによる 施設・車両への被害	1 件	2 件	4 件
輸送障害	30 分以上の遅延、運休	2 件	2 件	2 件
インシデント	信号違反、閉そく違反、 信号冒進、工事違反など	0 件	0 件	0 件

* 鉄道運転事故、災害、輸送障害、インシデントの種別は鉄道事故報告規則（昭和 62 年運輸省令第 8 号）に基づくものです。

- 6月18日に台風4号、8月26日～27日まで台風15号、9月15日～16日まで台風16号、9月29日に台風17号の接近に伴い営業線を運転休止しました。
- 10月17日に動力発生装置（VVVF）の不具合及び11月10日に線路上の異物撤去により営業線を一時運転休止しました。

5. 安全確保のための取り組み

(1) 係員の教育体制

社内規程にもとづき、運転士や駅務員をはじめとする係員に対して、毎月1回以上、集合教育を行っています。

① 乗務区による取扱訓練等の実施

(ア) 防災研修の実施

6月に全運転士を対象に沖縄市消防本部の協力のもと沖縄市防災研修センターにおいて地震及び津波発生のメカニズム等の講話を受講しました。また、受講後に地震体験装置で震度7の地震の体験、火災発生時の通報疑似体験を行うなど防災についての研修を実施しました。



(イ) ホームドア（可動安全柵扉）・車椅子乗降装置取扱い訓練

4月に全運転士を対象とした可動安全柵扉（ホームドア）・車椅子乗降装置取扱い訓練を実施しました。



② 駅による取扱い訓練の実施

(ア) 避難誘導訓練

9月に那覇空港駅にて駅火災及び列車火災が発生した場合の適切で迅速な取扱いを目的として指令員と連携をとりながら取扱い訓練を実施しました。



(イ) ホームドア（可動安全柵扉）・車椅子乗降装置取扱い訓練

5月に駅務員を対象としたホームドア（可動安全柵扉）・車椅子乗降装置取扱い訓練を実施しました。

(ウ) 車内信号機故障時の取扱い訓練

平成25年2月に駅務助役を対象に、車内信号機が故障した場合を想定した手信号代用器の取扱い訓練を実施しました。車内信号機が使用できないときは、旗（緑色・赤色旗）や灯を使用して係員が運転士に対して手信号を出して指示を行います。その際、手信号を出すことが難しい場所などに設置されているものを手信号代用器といい、手信号の代わりに信号を出すものです。



手信号代用器

(工) サービス介助士2級資格取得の推進

弊社では顧客満足度（CS）向上の一環として駅務員のサービス介助士2級の資格取得を推進しており、現在25名の駅務員が取得済みで今後も引き続き推進してまいります。

また、お客さまがサービス介助士の有資格者であることを一目で認識できるように、平成24年3月1日より有資格駅務員は認定バッジを着用しています。



③ 施設課による取扱訓練の実施

(ア) 分岐器復旧訓練

12月に2日間の日程で運営基地内25号分岐器において分岐器故障時の取扱い、復旧訓練を実施しました。



(イ) 電力設備異常時訓練

平成25年1月に指令員および施設課員を対象に送電系統に異常が起きたことを想定した復旧訓練を実施しました。

④ 車両課による技術会議および技術教育の実施

技術会議および技術教育を毎月行い、技術的課題の対策検討および知識や技術の向上を図っています。



(2) 異常時訓練、講習等の実施

弊社では毎年、様々な異常時を想定した対処訓練等を行っています。

① 異常時総合訓練の実施

12月に本線においてクレーン車と列車が衝突したことを想定した異常時総合訓練を営業終了後実施しました。本社部門も含め計41名の参加(うち4名は外注業者)がありました。



高所作業車を使用した車両点検



高所作業車を使用した線路点検

② 緊急地震速報対処訓練の実施

12月に緊急地震速報の受信を想定した取扱い訓練を実施しました。

③ 参集訓練の実施

10月に大規模災害により、交通機関が完全に遮断された状態において、本社に対策本部を設置する想定で従業員を徒歩にて招集する訓練を実施しました。

④ 普通救命講習の実施

弊社では、お客さまにより安心してご利用していただけるように、平成19年11月より3駅(県庁前駅・おもろまち駅・首里駅)にAED(自動体外式除細動器)を設置しています。また、毎年1回、那覇市消防本部のご指導及びご協力を得て普通救命講習(AEDの取扱いを含む)を実施しています。



普通救命講習の実施



AED(自動体外式除細動器)

(3) 安全講話の実施

社内研修の一環として安全講話を開催しました。第1回目として外部講師を近畿運輸局より招き「安全管理体制のありかた及び旅客の求めている安全とサービス」、「他事業者の安全サービスへの取り組み」等について社長以下、役職員が聴講しました。



6. 防災対策

(1) 地震時の対策

当社線に影響のする緊急地震速報（平成24年5月より導入）を受信した場合は、すみやかに最寄駅にて運行を中止します。

また、地震発生後の運行再開については施設課の点検が終了するまで震度毎に次の運行規制を設けています。

震度4以上で40km/h以下、震度5弱で15km/h以下の徐行運転とし、震度5強以上では、以下の点検により安全を確認してから運行を再開します。



- 全線の陸上巡視及び変電設備等の点検（施設課）
- 列車の運転による全線の点検（施設課、乗務区）

(2) 台風接近時および強風時の安全について

台風が沖縄県に接近するのは年間で平均して約7個。8月に最も多く接近し、7月から10月までの4ヶ月間に、年間の70%以上の台風が発生します。そのため、ゆいレールでは風向風速計を設置し、指令室にて常時監視をしています。また、台風接近時および強風が吹くと次の運転規制をおこない安全運行の確保に努めています。

瞬間風速15m/s以上を超えた場合は、注意運転いたします。
瞬間風速25m/s以上を超えた場合は、運転を見合わせます。

台風通過後は、運行再開に向けて再開予定の約3時間前より以下の手順により安全を確保してから運行を再開しています。

ア. 全線の陸上巡視（施設課） イ. 車両の点検（車両課、乗務区）
ウ. 試運転列車による全線の点検（施設課、乗務区）

（3）乗務員の携帯電話の携行

全車両の運転室には、指令室と通話ができる列車無線を搭載していますが、非常事態が発生し列車無線が使用できなくなった場合の通信手段を確保するために全乗務員が業務用携帯電話を携行しています。

7. 安全運行を支える保守点検

お客さまを安全・快適に目的の駅までお届けするため、電車を常に万全な状態で運行することが第一となります。そのためには、毎日のメンテナンスは欠かせることができません。

（1）車両の点検は、列車検査（10日毎）、月検査（3か月毎）、重要部検査（4年毎）全般検査（8年毎）と期間を定めて日々行っています。



（2）施設の点検は、すべての運行が終了したあとの夜間作業にて、線路及び保安装置の点検を工作車等を使用して日々行っています。



8. 安全な設備の整備（バリアフリー等）

（1）バリアフリー設備の整備

弊社は障害のある方が利用可能な施設と車両を整備しています。開業時より車椅子利用のお客さまが、車両への乗降を円滑にできるように車椅子乗降装置を設置しています。また、オストメイト対応トイレは、平成24年度より全ての駅に設置されています。



車椅子乗降装置



オストメイト対応トイレ

開業時より目の不自由なお客さまが安心してご利用いただけるよう音声ガイダンス装置および転落防止のための可動安全柵扉を設置しています。



音声ガイダンス装置



ホームドア（可動安全柵扉）

（2）海拔表示の掲示

ご利用するお客さま等が各駅の地理的特性を把握し災害発生時の避難対策の目安になるよう、沖縄県が策定した「海拔表示等に係るガイドライン」に基づき、各駅の改札口に海拔表示を掲示しました。



9. 鉄道テロ対策

(1) 鉄道テロ対策の実施

鉄道テロ対策については、国土交通省の指導に基づき様々な取り組みを実施しています。関係従業員等による巡回警備の強化を行うとともに、駅や列車内において、お客さまに対して不審物発見時の速報の協力依頼を行うなど、テロ警戒にあたっています。

【テロ対策の取組】

- ①従業員による巡回警備の強化
- ②駅や列車内における、お客さまへの不審物発見時の報告を依頼する放送
- ③テロ警戒中の看板・ポスター掲示（英語表記による案内も追加しました）
- ④防犯カメラによる警戒
- ⑤駅 LED 表示器への警戒表示



不審物発見時の3原則のポスター



警戒中の駅務員



防犯カメラによる警戒



モニターによる警戒

(2) 列車内で異常を発見した場合について

列車内での犯罪行為や危険な行為、体調不良のお客さま、その他の異常を発見された場合には、車両に設置してある「非常通報装置」の非常ボタンを押していただくか、運転士へお知らせください。この装置が動作すると運転士へ異常を知らせる警報が発信されます。また、運転士との通話機能が付加されているので迅速な対応が可能となります。



車椅子スペース部 非常通報装置



車両連結部 非常通報装置

ゆいレールからのお願い

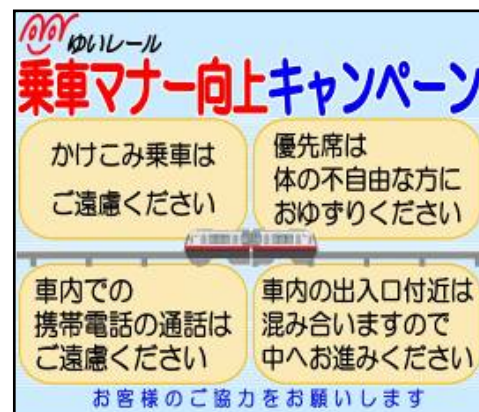
駅構内や車内などで不審物・不審者を発見したら直ちに係員または警察へお知らせ下さい。

10. お客さまとの連携・協力

(1) 乗車マナーについて

弊社では平成24年4月6日(金)、9日(月)～11日(水)まで、以下の駅で「ゆいレール乗車マナーアップキャンペーン」を実施し、乗車マナーの向上と事故の防止についての啓発活動に取り組みました。

・小祿駅・安里駅・古島駅・儀保駅



ゆいレールからのお願い

- ① かけこみ乗車はご遠慮下さい。
- ② ホームドアにもたれかかったり、身を乗り出さないで下さい。
- ③ 駅構内および車内は、終日禁煙です。おタバコはご遠慮下さい。
- ④ ホームと列車の間が離れている場所があります。足元にご注意下さい。

(2) ホーム下の落とし物について


ホーム下への落とし物には、十分注意して下さい。

ホーム下に落とし物をされた場合は係員へお申し出ください。また、営業時間中にお取りすることはできませんのでご了承ください。

お客様へお願い

お子様の靴等、ホーム下に物を落とされた時は、
大変 危険を伴うため
営業時間中にお取りすることができません。

お客様のご理解とご協力を、
よろしくお願い申し上げます。



ゆいレール 沖縄都市モノレール株式会社

(3) こども110番の駅

学校への登下校の際に、子供が犯罪の被害に遭うケースが増えています。子どもを犯罪から守り、お客さま・お子さまに安心していただける環境づくり、安全な地域づくりに貢献することを目指して全駅にて実施しています。

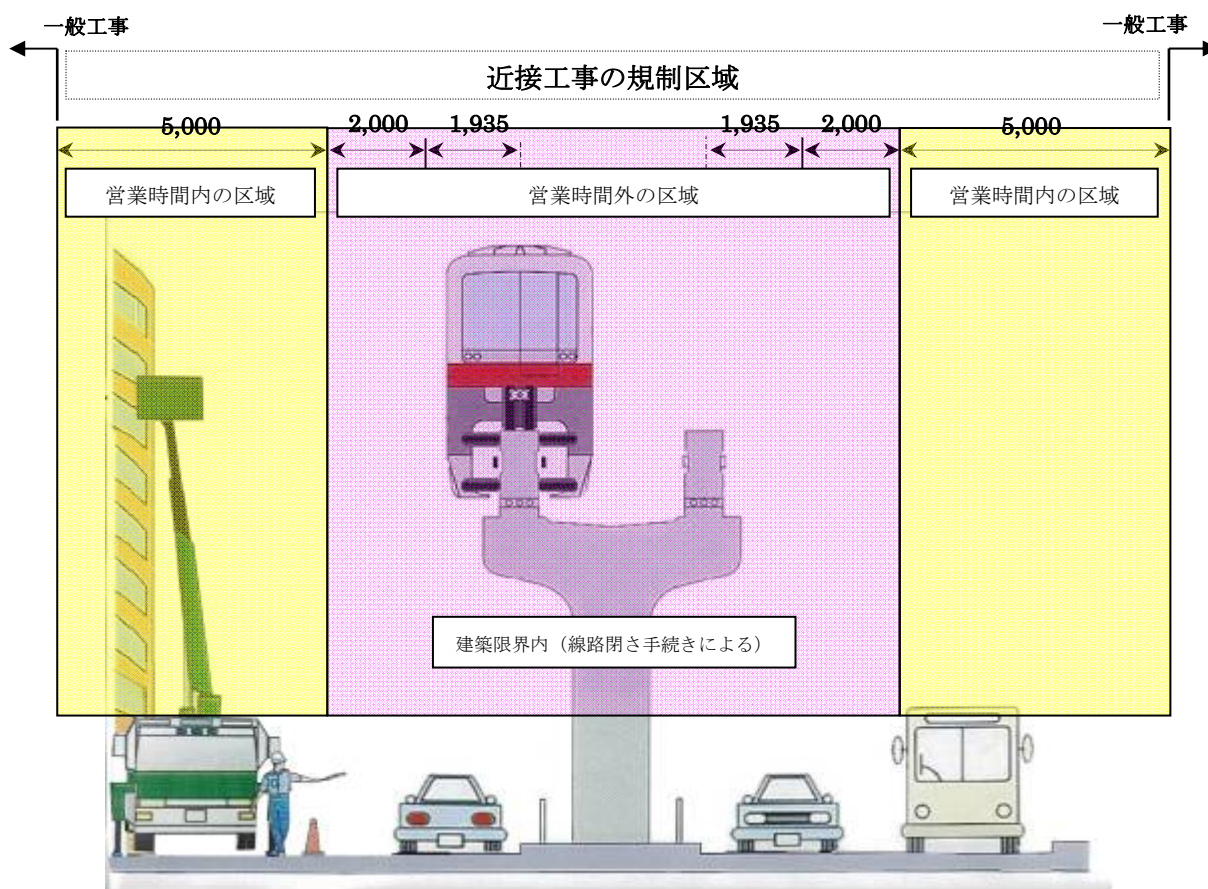
また、実施駅では、「こども110番の駅」のステッカーを見て、お子さまが助けを求めてこられた場合、お子さまを保護し、お子さまに代わって110番通報を行うなどの対応をいたします。



1.1. 沿線で工事を行う皆さまへのお願い

近接工事の規制区域

下図に示す範囲は近接工事の規制区域を示しています。工事を行うには、一般工事区域であっても事前の協議を行うようお願いいたします。 また、一般工事区域であっても、クレーンなどの転倒軌跡が建築限界を侵す恐れがある場合、事情により運行に影響を与えそうな場合は近接工事扱いとなります。



連絡先

沖縄都市モノレール株式会社 業務部 施設課 (24時間対応)

電話 098-859-2738

-2977 不在時は携帯電話 (090-7585-1001)

ゆいレールは、時間を短縮し定時・定速で走ります。交通渋滞を緩和、環境に優しい乗り物です。
人がふれあう街づくり。毎日の生活の通り道。清潔で明るい広場。



ゆいレール



21世紀の交通システム
沖縄都市モノレール株式会社

12. お問い合わせ

本報告書に関するご意見・ご要望は下記までお寄せくださいますようお願いいたします。

沖縄都市モノレール株式会社 業務部 運輸課

TEL 098-859-2692 (平日 8:30~17:00)

FAX 098-859-2941 (24時間)

<http://www.yui-rail.co.jp/>

e-mail yui-rail@yui-rail.co.jp



 ゆいルール